



～11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です～

令和5年度標語

# あなたしか気づいてないかも そのサイン



こども家庭庁は今年の9月7日、令和4年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数（速報値）を公表しました。件数は21万9,170件で、前年度より11,510件（+5.5%）増え、過去最多を更新しました。

相談の内容別件数は、多い順に、心理的虐待\*①12万9,484件（全体の59.1%）、身体的虐待\*②5万1,679件（23.6%）、ネグレクト\*③3万5,556件（16.2%）、性的虐待\*④2,451件（1.1%）となっています。

そして令和4年度の虐待による死亡事例は、68件、74人（心中による虐待死事例18件、24人を含む）ありました。1週間に1人以上の子どもが、虐待によって亡くなっているということです。

虐待による子どもの死という悲しい事件を起こさないためにも、また子育てに悩んでいる家庭への支援に繋げるためにも、「虐待かも？」と思ったら、町の子ども家庭支援センターや立川児童相談所、または24時間対応の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」番や警察「110」番へ連絡をしましょう。もしも虐待でなかったとしても、そのことで連絡をした人が責任を問われることはありません。また、連絡した人の情報を漏らすこともありません。あなたが気づいたサインを知らせることが、子どもの命を救うことに繋がるかもしれません。

\*①<心理的虐待> 子どもに心理的外傷を与える言動等を行うこと。

- 大声で怒鳴り続けたり、ののしり続ける ●無視や拒否的態度を取り続ける
- ほかの兄弟姉妹と著しく差別する ●子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう など

\*②<身体的虐待> 子どもの身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。

- 殴る、蹴る、叩くなどの暴力 ●意図的に子どもを病気にさせる ●長時間戸外に締め出す など

\*③<ネグレクト> 保護者としての監護を怠ること。

- 適切な衣食住の世話をしない ●子どもを車の中に放置する ●病気でも病院に連れて行かない など

\*④<性的虐待> 子どもにわいせつな行為をしたり、させたり、みせたりすること。



## 「しつけ」と「虐待」のおはなし

しつけか虐待かの判断は難しい面があります。しかし、基本的に子どもにとって有害な行為であれば、虐待と言えます。保護者が「しつけ」と主張しても、それによって子どもの健全な成長が妨げられているのであれば「虐待」です。

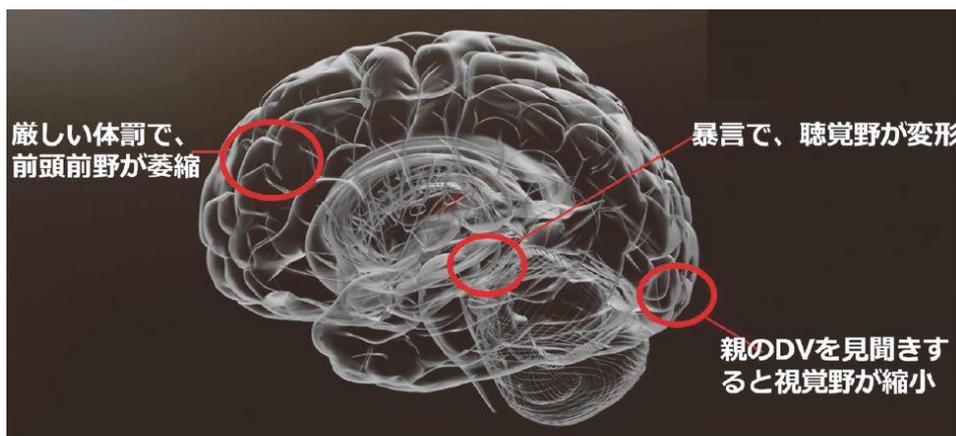
しつけとは、子どもの自尊心を大切にしながら、子どもの成長や気持ちを考え、生活習慣や社会のルール、マナーを伝える社会性のある教育です。子どもが親や大人の顔色を見ながら、卑屈な気持ちで従うようなものはしつけとは呼べません。

令和元年6月の「児童福祉法」および「児童虐待防止法」の改正により、親権者等は児童のしつけにあたり、体罰を加えてはならないことが規定され、令和2年4月から施行されています。東京都でも、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」（令和元年4月施行）第6条第2項において、「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない」と定め、体罰によらない子育てを推進しています。



## 虐待が子どもの脳に与えるダメージのおはなし

虐待や体罰などの不適切な養育環境は、発達段階にある子どもの脳にダメージを与え、子どもの脳が傷つくことがわかっています。その影響は、生涯にわたります。被害を受けた子どもが、少しでも早く適切なケアを受けられることが重要になります。



友田明美「新版いやされない傷—児童虐待と傷ついていく脳」（診断と治療社）

発行：奥多摩町子ども家庭支援センター

電話：0428-85-2611

平日8時30分～17時15分

令和5年11月

